

西宮市週休2日工事の導入に係る事務取扱試行要領の運用について

1 対象工事と積算方法

分類	対象工事	積算方法
受注者希望方式	・週休2日が可能な工事の基本的な発注方式	・補正なしで発注 ・達成状況(4週8休・4週7休・4週6休)に応じた補正により増額変更
発注者指定方式	・市議会案件工事 ・プラント設備等週休2日を指定することが合理的な工事(4週8休が達成すれば契約変更が不要)	・4週8休の補正ありで発注 ・4週8休が未達(4週7休・4週6休)の場合は補正なしに減額変更
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が1,000万円未満の工事(試行期間中のみ)</li> <li>・単価契約の工事</li> <li>・点検、清掃、除草等の作業</li> <li>・対象期間が30日未満の工事</li> <li>・早期の復旧や供用を必要とする週休2日が困難な工事(災害復旧工事、終日規制工事、施設供用等により工期が限定される工事、予算上制限のある工事等)</li> </ul>	

2 用語の定義

- ・週休2日:4週5休以上の現場閉所が該当するが、経費の補正や工事成績評定では4週6休以上を対象とする。
- ・4週8休:現場着手日が月曜日で現場終了日が金曜日の場合に現場閉所率が8/28を下回るため、施工計画書における対象期間の土日数/対象期間日数を充足すれば4週8休とみなす。
- ・対象期間:工期から現場着手(現場測量等)前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間、休止期間及び現場終了後等の期間を除いた期間
- ・現場着手日:設計書に積上げ計上している工種に最初に着手した日
- ・年末年始期間:国土交通省は年末年始6日間としているが、年末年始を含む受注者が休止している期間
- ・夏季休暇期間:国土交通省は夏季休暇3日間としているが、夏季の受注者が休止している期間
- ・一時中止期間:工事全体を一時中止している期間
- ・工場製作期間:工場製作のみを実施している期間
- ・現場終了日:設計書に積上げ計上している全ての工種が終了(手直しを除く)した日
- ・現場作業:建設作業、資材搬入搬出、測量、立会等(安全施設の保安作業、事務所内での事務作業を除く)  
国土交通省は現場事務所内での事務作業も現場作業に含むが、兵庫県に準じて書類作成等の内業は現場作業に該当しないものとする。
- ・現場閉所(休工日):現場作業をしていなければ、現場閉所とする。  
降雨、降雪等による予定外の閉所日についても現場閉所に含めるものとする。
- ・休止期間:降雨以外による3日以上連続する現場閉所は休止期間とし、対象期間から除外する。
- ・建築工事:公共建築工事積算基準(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)により積算する工事

### 3 実施方法

- ① 発注者は4週8休を前提とした工期設定をする。
- ② 発注者は受注者希望方式か発注者指定方式かを選定する。(受注者希望方式を基本とし、市議会案件工事・プラント設備工事等4週8休を指定することが合理的な工事は発注者指定方式とする。)
- ③ 発注者は受注者希望方式の場合は経費補正なし(建築工事の工期に係る経費は4週8休の工期)、発注者指定方式は経費補正ありで積算し、予定価格を作成する。
- ④ 発注者は特記仕様書に週休2日制度の対象工事であることを明記したうえで入札に付す。
- ⑤ 受注者は契約後、対象期間において週に2日(4週8休)の現場閉所(以下「現場閉所」という。)とする週休2日を反映した週休2日工事実績表(計画)を添えた施工計画書を提出するとともに、その週休2日の内容を工事現場に掲出する。
- ⑥ 建築工事では受注者から4週8休に満たない施工計画書が提出された場合は工期及び経費の契約変更を行う。
- ⑦ 監督員は受注者からの日々の作業着手報告等を週休2日工事実績表に記録する等により、週休2日の達成状況を管理する。
- ⑧ 市議会案件工事は4週8休が未達成であると判断できる時点で補正なしの減額変更を行う。
- ⑨ 受注者は現場終了日後速やかに週休2日工事実績表を提出し、発注者は受注者から提出された週休2日工事実績表を確認し、週休2日の達成状況に応じた補正により増額変更を行う。
- ⑩ 発注者は工事成績評価において週休2日の達成状況に応じた評価を行う。